

### 第3回資産債務改革の実行等に関する専門調査会 実物資産に関するワーキンググループ

日 時 平成19年7月23日(月)13:00~14:30

場 所 合同庁舎4号館 共用第4特別会議室

(大西主査) それでは定刻になったので、第3回実物資産に関するワーキンググループの議事を始めたいと思う。

それでは、本日のテーマだが、独立行政法人の資産債務改革の進め方についての議論をこの場でさせていただきたい。

先般、閣議決定された基本方針2007において、各主務大臣が所管する全法人について、それぞれ整理合理化案を作成して、それを行政減量・効率化有識者会議、それから政策評価・独立行政法人評価委員会、規制改革会議、官民競争入札等監理委員会、そして資産債務改革の実行等に関する専門調査会とが連携を図りつつ、議論を行うこととされている。

さらに、行政減量・効率化有識者会議において、それらの議論を集約、検討した上で、今年度内をめぐりに行政改革推進本部において整理合理化の内容を取りまとめ、政府として独立行政法人の整理合理化計画を策定するというにしている。こうしたことから、本専門調査会として、行政減量・効率化有識者会議と連携をとりつつ作業を進める必要がある。こういうことから、急遽、この議題を協議させていただきたい。

それでは、まず行政減量・効率化有識者会議との関係等について、事務局の方からご説明をいただきたい。

配付資料1-1から1-4に沿って、井上参事官の方からよろしく願います。

(井上参事官) それでは、お手元にお配りしている資料1-1の1ページをお開きいただきたい。基本方針2007の「5.独立行政法人等の改革」であるが、改革のポイントとして、すべての独立行政法人、101法人について、独立行政法人整理合理化計画を策定するということが書き込まれている。その中の具体的な3原則ということがあって、原則1は「官から民へ」、ページを開いて原則2が競争原則ということがあがあるが、2ページ目の原則3ということで、整合性原則ということで、国の資産債務改革との整合性を確保するということが書き込まれている。この独立行政法人整理合理化計画策定を進めてまいるわけだが、(4)の見直しの進め方、また別の紙でご説明をすることにして、実際には有識者会議との連携ということが重要になる。

中身については、3ページの6に書いてあるように資産債務改革、これは当専門調査会でこれまで議論した流れが基本方針2007に盛り込まれた部分があって、これについては既にご説明済みであるので省略させていただく。

資料1-2になるが、今回合理化計画を策定する仕組みとして、行政減量・効率化有識者会議という場で議論を進めることになっている。これは行政改革推進本部令に基づき、開催することになっていて、実際のメンバーだが、資料1-3に掲げたようなメンバーがあり、この中の専門調査会の中では翁委員が両方の会議に出席しているという形になっている。

実際の進め方については、資料1-4をみていただきたいのだが、まず政府として整理合理化計画の具体的な策定方針を決定するというので、これは6月28日段階でこの作業がスタートして、専門調査会の事務局の方から先方に対して一旦報告ということがなされる。これまでの専門調査会での議論についての報告がなされている。

これからの予定だが、2に書いてあるように、今回は策定方針に沿って所管する全法人について、それぞれの整理合理化案を策定という作業が8月末目途を目指して、今進められるところであって、今回ご議論してもらった原則案をこの整理合理化案の指針として専門調査会の方から行政減量・効率化有識者会議の方に提出するということになると考えている。

その後だが、3にあるように、各主務大臣の作成した整理合理化案について、行政減量・効率化有識者会議等の場で議論が進められることになっていて、3-2ポツ目になるが、規制改革会議、官民競争入札等監理委員会及び資産債務改革の実行等に関する専門調査会においては、101全法人の整理合理化計画案について、各々の会議の観点からヒアリング・議論ということになっていて、専門調査会の方で提出する原則に従って有識者会議で見直しの原則を提示して、それに沿って各主務大臣から出てきた整理合理化案について、専門調査会の場でも幾つかの議論をするということが想定される。

そういった内容について、当専門調査会の議論が行政減量・効率化有識者会議へフィードバックするという仕組みになっていて、これは9月ぐらいというふうになっている。

以降は、有識者会議において、議論を集約・検討して、最終的には19年内の独立行政法人整理合理化計画を策定するということにつながるという流れになっている。

事務局からは以上である。

(大西主査) 事務局の方から説明があったとおり、独立行政法人の資産債務改革を進めるに当たっての原則論を本専門調査会の方から、行政減量・効率化有識者会議の方に提出をしなければならぬ、こういう状況である。そのために、本日、案として、独立行政法人の資産債務

改革に関する原則についてと、こういうことを原案としてまとめている。これについて、まず事務局の方から説明し、その上で各委員の方から意見等を賜りたいと思う。

(井上参事官) それでは、独立行政法人の資産債務改革に関する原則について(案)について、事務局より説明する。

最初に書いてあるように、今後、独立行政法人の見直しが進められている中で、資産債務改革の手法を取り入れていくことは不可欠ということになっていて、先ほどご説明した行政減量・効率化有識者会議の流れにも沿うような形で、各独立行政法人が資産債務改革を進めるためには、資産債務に関する詳細な情報の公表を行うとともに、整理合理化計画の策定に当たって、下記の原則の考え方を基本方針に含め、行政減量・効率化有識者会議において取りまとめる必要があるということである。

この紙については、原則的な考え方ということで、実物資産、それから金融資産の部分について記述してある。

実物資産についての原則的な考えは、(1)にあるように、保有すべき特段の合理的な理由のない資産は原則として民間に売却して、必要な事業を継続するために不可欠な場合は民間からの賃貸で対応するというのが原則としている。

保有すべき特段の合理的な理由がない資産例としては、そこに掲示されているようなものが事例として挙げられている。

逆に、保有すべき特段の合理的な理由がある場合、これについては、保有を主張する独立行政法人側で保有すべき特段の合理的な理由につき挙証責任を負うという仕組みになっている。

さらに、必要不可欠な資産を保有する際にも、一旦認められれば後は自由ということではないので、一層の有効活用を図るということとして、例えばその際、独立行政法人間もしくは独立行政法人と国の共同保有・共同利用の可能性についても検討すべきであるというふうになっている。

まず資産保有についての考え方に加えて、実物資産の処分方針として幾つか出ており、資産処分の優先順位付けについては、観点を幾つか整理している。

観点1は、資産の利用度の観点、どのくらい有効に利用されているかということから、利用度の低い順に優先的に処分を進めていくという、そういう切り口での観点である。

それから、2枚目になるが、観点2は、有効利用可能性の多寡の観点、現在に比べて将来的により有効な利用が可能ということであれば、そちらも処分に附するということが書き込まれたものである。

それから、観点3、観点4、若干切り口が異なるが、観点3については、効果的な処分の観点、国又は他の独立行政法人が保有する資産と一体処分することにより全体の売却価値が高まる場合は早期に一体処分をすることなどがこの例として挙げられる。

それから、観点4については、売却後に代替資産の利用が予定されている場合の経済的合理性の観点ということで、すべて売却ということではなく、既存資産の売却により新規に施設が必要となる場合には、売却と新規の費用との総合的検討も必要と、こういう視点も入れてある。

それから、処分の仕方については、これまで専門調査会でも議論されてきた民間の知見の有効活用ということを強調していて、資産の利用に十分な配慮を要する資産の処分に際しては、その利用方法についても民間から十分な提案を受ける機会を確保しつつ、競争入札等の公正透明な処分を行うというそういう処分方針を書いている。

それから、これまでは実物資産の話であるが、金融資産についてもここで書き込んでおり、独立行政法人が実施している貸付金・割賦債権等の金融債権について圧縮の方向で見直しを行うという大原則を書いている。

最後に、4になるが、保有資産についての情報、上記のような改革に必要な資産情報について、各独立行政法人において緊急に必要な整理を行い、独立行政法人の抜本見直しと期を一にして報告、公表することが適当であると、これは情報として、原則の1、2に書いてあるような、こういう判断をするのに十分な情報を開示するということを含めての提言である。

事務局からの説明は以上である。

(大西主査) 私の方から若干補足説明をさせていただく。

まず実物資産の保有についての原則的な考え方だが、これは基本的には保有をしないというのが原則である。ただ、保有すべき特段の合理的な理由がある場合には保有を認めると、こういうようなある意味では原則と例外の逆転ということをここに盛り込んでおく。

特段の合理的な理由というのが何かと、これもいろいろ議論が分かれることだが、私の個人のイメージとしては、例えば民間から通常のレートで賃借できるような物件、いわゆるそういう個性のない物件については、恐らく合理的な理由がない場合に当たると思う。そうではなくて、なかなか民間から借りることが難しいような物件というのは、これは合理的理由がある資産に当たるといような大体のイメージを持っている。これについても議論をいただきたいと思う。

それから、2番目の資産処分の優先順位付けで、観点1から観点4で記載をされている。これは必ずしも観点1から4で優先順位が1、2、3、4で見ていくという、こういうことでは

必ずしもなくて、1から4の点というのは、どちらかという資産処分の優先順位の高い、そういうポイントを列挙している理解いただければと思う。

それから、観点1と観点2、若干補足すると、1というのは、いわゆる絶対的に利用度が低いと、こういうようなものである。これは資産の利用度が低いというのもあるし、または例えば建物がそもそも容積率の5割未満であると、こういう構造上利用度が低いものも当たる。

それから2の方は、どちらかという利用度が絶対的に低いというよりは、有効利用の可能性が非常に高いというような場合、相対的な観点と理解いただければと思う。

一応、以上で補足説明を終わるが、独立行政法人については前回の会合中で国の考え方に照らしてこれについても考えていこうということがあったが、現段階で行政減量・効率化有識者会議に意見を述べる必要があるため、急遽取りまとめをさせていただきたいと思うので、よろしくご議論をお願いしたい。

もし、この関係で行政減量・効率化有識者会議の方にご出席されている翁委員の方から補足説明、もしくは意見等を賜ればありがたいと思うが、いかがか。

(翁委員) 補足すべき点は特にないが、保有すべき特段の合理的理由というのをどういうふうに独立行政法人が考えるかということが非常に重要になってくると思う。今主査が言われたようなことが一つの考え方だと思うが、一つ懸念しているのは、私もよく現状を把握していないが、恐らく独立行政法人は公的な機関なので、固定資産税とかそういった課税がかなり減免されているというようなところがあるのではないかと。そうすると、民間で借りれば必ず割高になってしまう。そういった税の適用の違いで民間から賃貸するよりコストが低いことが合理的な理由というふうにされて、余り見直しが進まないというようなことにならないのか。そういったところを少し懸念しているというのが一つ。

あともう一つは、これは私の個人的な印象であるけれども、実物資産についてはかなり書き込んでいるのだが、金融資産についてももう少し踏み込んだ何か原則みたいなものが出せないものかということを感じている。ただ、ここはまだ余り議論をしていないところであるし、例えばどういう観点が必要なのかというようなことについて、何かこの機会に議論ができればというような感じを持っている。

(大西主査) 今、翁委員の方から2点あったが、確かにまず1点目の原則的な考え方、これは合理的な理由の解釈によっては、これがザルのような効果を生じさせる可能性もあるので、ここについてどういうものが合理的かというのをかなり限定的に書くべきではないかという考え方もあるかと思う。

ただ、一方で何が何でも保有は認めないというのは、多分借りられないようなそういう研究所とか、何かそういう施設もあり得るから、一定の例外というのはあると思うけれども、この記載の仕方でいいのかどうかということを議論いただければと思う。

それから、金融資産については、後ほど議論する。

今の翁委員の点、いかがか。

(八代会長) 事務局に確認だが、例えば市場化テストのときに、今翁委員が言われたような公的であれば固定資産税が減免されて、私的であれば減免しないという面については、当然ながら考慮されているはずである。ここでもイコールフットイングの原則でやるべきではないかと思うのだが、独立行政法人内で固定資産税の減免みたいなものがされているところが現にあるのか。

(井上参事官) 事務局が現時点で把握している限りは、独立行政法人の中にも非課税独立行政法人というのを分類されているものがあり、国からの出資金が全額出ているような場合には固定資産税及び不動産取得税が課することできないというような扱いになっているものがある。また非課税独立行政法人以外についても、設置法上の業務に供するもの、うち政令で定めるものについてはこれらを課することできないとされているものもあるが、まだ個別の独立行政法人、それぞれについてどこまでこういう法人に当たっているのかということについては調整中である。

(八代会長) そうであれば、やはり今翁委員が心配されているような点は行政減量・効率化有識者会議の方でも当然やるだろうけれども、イコールフットイングという観点は打ち出す必要がないか。以前も道路公団民営化のときに同じ様な問題があって、民営化すると固定資産税払わされたら大変なことになるという反対論があった。それは政府自身がつけているハンディキャップであり、そのことを前提にしていたら当然今のままがいいに決まっているわけである。

(富山委員) 同じことになるが、そもそも独立行政法人の問題にせよ、地方自治体の問題にせよ、連結的に物を考えようというのがベースにあったわけではないか。P LもB Sも全部連結で考えると、まさに八代会長が言われたようにぐるぐる回っている話である。機会費用で考えたら、課税できないという機会費用と、こっちで外へ出したらそこで課税できるわけだから、国で連結で見たら同じである。だから、あの議論自体が、これは物の見方なのだろう。経営学的に考えると極めてナンセンスなさっきの道路公団もそうだが、国民経済的にはどうでもいい議論である。何か閉じた世界でこっちであっちで付けかえの議論をしているようなものである。日本の会社もよくやっていた連結の子会社に飛ばしたりと、あれと同じような発想なので、基

本的な思想として、多分この問題をここでも扱っていくというのは物事を連結的に考えようということが基本思想にあるので、そこは割と明確にした方が私もいいような気がするが。

(関委員) 今の話はきちりと書き込んだ方がいい。

(大西主査) そういう意味では、今のイコールフットィングというかその辺の観点の記載を入れるということによろしいか。

(八代会長) 本ペーパーはあした行政減量・効率化会議に提出さなければならないので、文章もここで議論していただかないと困る。どこを修正すればいいのか。資産の利用度の観点あたりだろうか。まさにその税制面等からのイコールフットィングを図りつつというのをどこかに1行入れておくことで、今の点がカバーされるということか。

(大西主査) そういう意味では原則的な考え方の、例えば(4)とかで今の文言を入れてもよろしいかと思うが。

では、もしご異論なければ、そのようにさせていただきたい。

そのほか、これを今日固めなければならないものだから、最初の全部、それから特に原則的な考え方について、何かほかに意見等あるか。

では、一応この考え方は今申し上げた(4)ということで補充をするという前提で、次の2の実物資産の処分方針の(1)、観点1から4あると思うが、これについて意見をいただきたい。

(富山委員) 老朽化との絡みだが、大体独立行政法人の持っている建物とか、ああいうものの耐震強度とかアスベストの問題とかというのは大体おさらいされているものなのか。どんな状況かというのは、単にいろいろな要素がある。老朽化とは、どのくらい把握されているものなのか。

(翁委員) 多分、私が知っている範囲で、例えば日本学生支援機構というところは、全国あちこちに留学生の宿泊施設がある。ここについては、その独立行政法人自体がこの耐震強度が弱いとか、だからここはそろそろ建てかえなければいけないところだとか、そういうことについて各独立行政法人のレベルでは把握していたと思う。

(関委員) 観点1、観点3とか観点4というのは非常にかなり定量的に、客観的に判断ができるかと思うが、観点2というのは、有効利用の可能性が高いか低いかというのは、独立行政法人がまず検討するわけか。だれがこれを判断して、だれが決めるのかということなのだが、独立行政法人はいずれにしても意見を言う立場にあると思うが、判断は行政減量・効率化有識者会議でやられると、あるいは我々がやらなければならないと考えるのか、その辺はどういう

ふうに考えていけばいいか。

(大西主査) ただ、そこはまだ決まっていないと思うけれども、恐らくそれも含めて行政減量・効率化有識者会議で議論をされるということだろう。

(翁委員) 私が知る範囲では、まず、夏の段階で、各独立行政法人にこの原則を渡すので、まず独立行政法人と主務省庁が主体的に判断するということである。その後のことについてはまだ何も決まっていないと思うが、少なくとも行政減量・効率化有識者会議は、この資産一つ一つについて、判断するだけの余裕は恐らく短期的に見ると相当限界があると思う。

(関委員) 観点1から観点4までは、きちんと独立行政法人がこれは出さなきゃいけないわけだが、これをきちんと誰かが責任を持って評価をする必要がある。

(大西主査) おっしゃるとおり、今の観点1から観点4だけではなくて、さっきの原則的な考え方であるが、これに当たるかどうかと同じように判断する必要があるので、ここはかなり重要な点かとは思うが。

(富山委員) 例えば、特に観点2に関して、日本中一律でやるのは私も余り効率的ではないような気がしていて、ずっと財務省や伊藤委員がやっているような国のものと同じで、例えば大都市だと大都市部に絞って、まだこんなに高度利用ができるのではないかというのをある程度ねらい撃ちした方が効率的のような気がする。

(関委員) いずれにしても、一遍全部出てきたものを見してみる。

(富山委員) そこで優先順位づけをするようにした方がいい。

(関委員) 今、富山委員おっしゃった仕分けをして、責任を持って評価し、推進するところがやる。

(大西主査) 今の意見は、基本的には文言はこれでいいけれども、運用上、やはり焦点を絞ってやるべきだと、こういう理解でよろしいか。

(富山委員) 運用上の進め方の作戦が大事。

(野村委員) 特段、書いていただく必要はないのかもしれないが、観点2というのは2つのことが入っているような感じがして、現に保有している資産が有効活用されていないという問題と、その資産が別なやり方をすると有効活用できるという問題は、実は違う問題である。今持っているものを使っていないからと言っても、それが必ずしも有効に活用できるという保証はないわけだから、そのところは実はどっちに軸足を置いて評価するかによって出し方が違って来るような感じもする。とりあえず、独立行政法人の方が評価できるのは、自分が今使っているか、使っていないかというその事実は評価できる。でも、この土地が本当に世の中のた

めになるのかどうかと言われると、それは私の知ったことではないという話になってしまうので、むしろ前者のところを重点的に価値が高いものでも使っていないものはないかというそういう問いかけの方が独立行政法人の方としては答えやすいのかという感じはする。その上で、それを出してもらって、プライオリティーをつけて処分していく方に入れるのかどうかというのは第三者的な視点から評価する必要があるのではないか。

(関委員) やはり以上の観点に立って効果的に推進するために必要な独立行政法人の提案に対する評価、それから評価して決めるところを、きちんと委員会でも何でもいいのだが、責任体制をつくる必要があるということをごどこかに1行入れておいた方がいいのではないかと。何も全部ここでやるという必要はないと思うが、そういう機関が要ると、ぜひそういうものを設置してほしいということは、言っておいた方がいいと思う。

(井上参事官) まだ具体的にどこの組織がどう受けるところまで行政減量・効率化有識者会議の方から事務的にも聞いていないところがある。有識者会議の方で101法人について整理して、多分8月中に検討した部分で特に資産債務の切り口についてこういうことについて見てほしいというものが当専門調査会の方に来ることになると思う。その段階で、どういう切り口でどういうふうに判断をするのかということまで、我々まだ事務的には紹介できないところがあり、組織について現時点で書き込んでしまうと、どういう形でどこに具体的な方式をつくるのかということについて、今の段階ではまだ説明が難しいという感じがする。

(関委員) 私の言っているのは、どこに何をしろというのではなく、機能として責任を持って進めるためには体制が要るとことは言っておいた方がいいのではないかとということである。

(大西主査) 今の意見はもっともだと思う。どこというよりは、これをきちんと検証する体制を整えることが重要であると、このような文言を5の項目に入れるべきだと、こういう意見だと思うが。

(関委員) その方が締まるのではないかと。

(翁委員) 独立行政法人についても専担組織をつくることについて骨太の方針に書かれている。それとの関係で、もしそういうものをつくるとすれば、まさに骨太の方針で記述されたそういう機能を持つものがそれに当たるのではないかと気もしているのだが、どうなのか。恐らく、行政減量・効率化有識者会議の方では実物資産についての知見や専門性は乏しいから、やはりある程度専門性を持った集団をつくらないときちんと評価ができないのではないかとと思う。

(富山委員) 逆に何も言わないと、本来は独立行政法人というのは総務省の行政管理局の管轄になると思う。

(井上参事官) もともと3年ごとに改訂するところを、見直しているところがあり、そういったところで3年乃至5年とかのサイクルで見ていくというところが原則なのだが、今回の場合は一挙に101法人について見直しをするということになっている。

(富山委員) 申し上げたかったのは、例えば行政管理局でも何でも、多分もともとの観点がこういう観点で見てきたわけではないので、そういう知見の問題も含めて多分何もなかったはずである。新しい視点なので、やはり何か新しいもので見ていかないといけないと思う。

(野村委員) 私も何か屋上屋重ねるような発言で恐縮だが、これを実現させるためには、やはり独立行政法人独自にはできない要素も含まれてしまうので、当然そこをサポートする機能をどこかに持たなければいけないのと、それから信憑性があるかどうかということが相当程度疑わしいという問題は出てくるので、それは先ほど挙証責任というのがあったけれども、だれに証明するのかということが、相手が決まっていなければ、そもそも枠組み全体がワークしないと思う。やはり何かカウンターパーティーをつくらないとだめではないか。

(八代会長) 非常にもっともな意見だが、資料1-1に書いてある骨太の方針の3ページ目に、まさに今いていた具体的手段というのを「(2)、独立行政法人、国立大学法人における資産債務改革の推進」の中に、「民間の知見を活用しつつ、最も有効な処分を行う観点から、担当組織の設置を検討する」というのが書いてある。ただこれはどちらかという内閣府の方に置くというイメージだったと思う。今議論しているペーパーを出す相手先である行政減量・効率化有識者会議に対して、向こうがいろいろ調査をするときに、こういう考え方から一緒に入れてくれということを記載しているのであり、その中に検証する体制を入れていると向こうにつくれと指摘しているのではないかと、という誤解ができてしまう。それはいわば我々の問題で、当然ながらそれをやるということである。ただ、それを骨太の文章を引用して一緒に書くというのは、おっしゃったようにだれに対して挙証責任を負うかということを確認するためには大事だと思う。この骨太を引用する形で書くという案はどうだろうか。

(西川審議官) 骨太自身は組織の設置を検討するということになっている。むしろこれは具体的な検証、挙証を受けてやる作業なので、若干何か整合的でないような気もするけれども、むしろここは原則を示して各独立行政法人から8月末にいろいろなものが出てきたときに、それをもう一度見て、どうフィードバックするかということなので、それをしっかり受けとめてチェックするという体制をきちんととるといえるのではないかとはいえないかと思う。

(八代会長) ただ、今まで皆が心配しているのはどこがそれをやってくれるのかということで、この調査会なのか、それとも行政減量・効率化有識者会議の方なのかということである。担当組織の設置を検討するということが決まっているということは言うまでもないけれども、ここに一緒に書いておいても別に矛盾は起こらないと思う。

(井上参事官) もともとの担当組織の設置を検討するという専門調査会で進めていた議論というのは、まず国、地方政府の方から類型化等をきっちり進めていき、その中で得られた知見を独立行政法人、さらに地方とか、3セクの方に活用していくという流れで来ている。今、まだこれについても検討、整理を進めているところだけれども、まだそこまで議論が煮詰まっていない段階で、国等についても類型化の議論が終息する前の段階である。その点では骨太の中で想定していたタイムスケジュールとややずれて、独立行政法人について、今先に動きつつあるというところがあり、そういった意味では、担当組織の設置を検討するというよりも、もしかすると設置というところまで含んだ話が、今ここで議論されているのではないかという感じがする。

(伊藤委員) 富山委員と似た感覚だが、この委員会は独立行政法人の資産で無駄なものを使っているからそれをちょうど国有財産と同じように何千億ここで減らしたということを目的にするのか、それとも、もう一つの別な委員会の下請け機構として仕事していくのか、その辺がまだよくわからない。それにもかかわらず、101の法人から資料を出させてそれをチェックするのはなくて、こちらでも大体ねらいを付けたところはきちんと調べておかないと議論にならない。その作業をこの委員会ではできないと思う。この委員会が任命した特別調査員が何かを五、六人集めて、例えば500カ所くらい一通り選んで、データを出してもらおうような作業を頼む。そうしないと動かないのではないかと思う。(関委員) 現実にはこの調査会の下にワーキンググループつくと。伊藤委員、どうか。

(伊藤委員) いやいや、私はもういい。

(関委員) 国でやっていただいたのと同じようなことを独立行政法人についてもやっていただくというのは現実的である。

(伊藤委員) やはりヒアリングしたときに、向こうにこちらは相当知っていると、そういう議論をやらないと動かない。

(関委員) さきほどからそう思って私は言っている。だから、少なくとも出てきたものは下請けという意味ではなく、資産専門調査会でやる。

(伊藤委員) ここが責任を持ってやらなくてはだめである。そのときに、このメンバーでは

わからなかったら、ここが任命する特別調査員でも何名か集め、それで内閣府の若い人と一緒にになり、どこか大部屋で全部のデータを調べる。それをやらないと動かない。

(大西主査) いろいろ議論があると思うが、とりあえず今の段階ではその体制をきちんと構築するということで意見を出すということではいかがか。ただ、私が一つ思うのは、要するに101法人があると言っても、結局行政減量・効率化有識者会議の方では恐らく事業の中身とかなどを踏まえて見る必要があると思う。この専門調査会の方で仮にやる場合に資産だけを見ると言ったら全然判断ができなくて、結局、それは全体の中で見なくてはいけない。そういう意味では必ずしもここだけが独立してやるというよりはある程度協調しないとできないと思う。

(関委員) 当然、整理合理化案の中に、不動産の処分をして、そして今までの累積損を消すとかそういうのはいっぱい入ってくる。事業のリストラクチャリングの中に当然資産処分というのは翁委員の言われるところへ入ってくる。だから、そちらとドッキングをどこかでしないとけないと思う。

(翁委員) 実物資産は、ほとんど事業と密接にリンクしているから、事業の必要性などの議論は当然しなければならないので、連携していかないとうまくはいかないと思う。

(野村委員) 私もまさにそう思う。伊藤委員がいったことはすごく大事だと思う。やはり私たちは私たちが資産債務改革という目標があるわけであるから、その観点から見て、この土地だったらもっと有効に活用できると、ぱっと見ておいて、これは私たち独自の観点で見て、そしてそれと向こうの言い分を聞いて調整ということだと思う。こちらから見れば絶対有効活用できる土地であるから手放せと言い、でも向こうの独立行政法人の論理を聞いてぶつかるというようなことをやらないとけないと思う。やはりそこでは有効活用の方は我々が独自にやるべきではないかという感じがする。

(大西主査) 言っているような方向性は大事と思う。ただ、伊藤委員がまさに言うように、多分このメンバーでそれはなかなか難しいので、またそういう実務のグループというのはつくらないと、そのようなことはできないのではないかとと思う。

とりあえず、文言は今のような形にさせていただくとして、その他の点、観点1から観点4、それから(2)のところも含めて意見があったらお願いします。

(富山委員) これは時間軸的にどんなスケジュールで動くか。

(西川審議官) お手元の資料の1-4の繰り返しになるが、全体としては、本日ご議論していただいたものを行政減量・効率化有識者会議に出して、有識者会議の方で取りまとめて見直しの基本的な方針を8月上旬にもまとめ、それに則って全法人について、それぞれの整理合理

化案が8月末に出てくる。その整理合理化案について当調査会も含め連携を図りつつ議論することで、当調査会は当調査会としての観点からのヒアリング・議論をし、有識者会議へ9月下旬以降フィードバックしていく。最終的には有識者会議が集中ヒアリング・議論等して、本年内にはまとめ、政府の行革推進本部に上げる。そのようなスケジュールである。そういうことで時間的にはかなりタイトで数がたくさんあるので、先ほど来ご議論あるように、かなり焦点を当ててしないとかなり苦しいという気がする。

(富山委員) 20年以降の話は、この中で選定が引かれるという理解か。平成20年以降にどんなことが起きていくかというのは、この中で選定があるか。

(西川審議官) 通常、独立行政法人の計画というのは3年乃至は5年の計画を定期的にチェックするというシステムになっている。今回骨太を見る限り具体的に何年計画というふうには決まっていないが、中期的な計画だと思う。

(大西主査) ほかにいかがか。

(富山委員) そういう意味で言うと、これはとりあえず計画をつくるための日程と思う。例えばそこにさっき伊藤委員が言われたような、こちらもぶつける的な要素まで入ってくると、これは割と予定調和的に粛々と計画を進めようという前提なのだと思う。多分、実物資産というのは個別具体論に結局入っていくことになる。そうすると、必ずしもここで想定している流れと合わない部分が出てくるという気が若干する。例えば、拳証とか検証とかというのはどの辺に入るか。

拳証、検証の議論とは個別的な話である。A資産をどうするのか、B資産をどうするのかという議論に入っていくわけであるから、そうすると例えば現実に23区内のこの物件でどうする、こうするという議論がこの段階でまとまっているとは当然思えないので、これはずっと永遠に何らかのシステムをプラットフォームをつくってそこに乗せて、何かたたいていくような感じになる。そこで、計画とか案とかと言っているのはどういうものを意味しているのかという質問である。

(井上参事官) 事務的にそこまで調整できていないので恐縮だが、我々が聞いている限り、西川審議官からご説明あったように、19年度内に取りまとめ策定に目指して、9月中までに集中的なヒアリング・議論を行うというところまでの段取りだけは理解している。その後、さらにまたローリングとかという形で、どういった形で進んでいくのかということについては、まだ現時点では我々としても了解していない。

(関委員) 富山委員がおっしゃるように、なかなか個別具体的なところまで計画の策定に入

れ込むというのは無理だと思う。私のイメージから言えば、これはわからない。皆さんと検討していかないとだめである。それからおっしゃったような当たりをつける場所、対象とする場所について決め、今後詰めなければいけない課題、それとタイムスケジュールというようなものが大綱方針に入ればいいのかと思う。そうすると、プラットフォームに乗るから。プラットフォームに乗せて、きちんと実務が進む計画の大綱方針のようなものができればいいと思う。

(富山委員) この計画に書いたことで何か既にさっきの原則で挙証されていると言われると困ると思う。そこであいまいだと言われてしまう。

(関委員) もう少し中でやらないといけない、いずれにしても。その上でまとめるのはそういう大枠だということだと思う。

(翁委員) 国の方で実物資産についてはかなり売却とかを進めていて、この間もちょっと議論があったけれども、そこで得られている情報とか隣接地とかそういったことで独立行政法人のいろいろな資産のデータを極力集めておくということが必要ではないかと思う。やはり国の資産債務全体を見直す作業としては今回はすごく大きなチャンスであるから、やはりうまくこのチャンスを活用して、まず今年いっぱいまでに全体的な売却の計画をつくっていくというのが一つの目標だと思う。今までで得られた情報をうまく活用するという体制をとっておくということが大事だと思う。

(伊藤委員) 今の翁委員のご発言は物すごく大事である。やはり台帳があって初めて個々に具体的にわかるので、本当にそれをつくっていただきたい。

(大西主査) 今の話は4番に関連する。

(富山委員) 19年内目途に一応、大まかな台帳のようなものができ上がっているか。それはさすがに無理か。

今の話はいわゆる不動産資産台帳なわけである。独立行政法人の持っている、こんな土地、建物を持っているといった集積された台帳みたいなものが、19年目途の合理化計画のところに添付されたりするというイメージか。

(井上参事官) 4で書いてある趣旨であるが、この「上記のような改革に必要となる資産情報」とは、結局、そういった情報が含めてわかるような情報を出してほしいというそういう趣旨で報告、公表することが適当と書かれていると理解している。これについても事務局の方に実際どういった形での資産公表が可能なのかということについて、また確認をさせていただきたいと思う。

(大西主査) 4の記載は、今の翁委員がご指摘の点も一応含む内容にはなっているかと思う。よろしいか。それともこれをもうちょっと意識的に書く必要があるか。

(八代会長) 心配なのは、独立行政法人は独立行政法人の資産を書くのであろうが、それがたまたま隣に国有財産があるかどうかを書いてくれない。それで、国の方も隣に独立行政法人があるかどうかというのは別に把握していない。そこはどっちが先かであるが、例えば財務省の方でこれまで処分というか、そういうことが決まった国の資産の横にたまたま独立行政法人が資産を持っているかどうかというような情報は把握されているか。

(向井企画課長) 基本的に、売却する国有地のうち、大きなものの周りはある程度わかるが、今のところ、そういった情報はない。独立行政法人の資産については、BSは公開されているけれども、土地の詳細は基本的に公開されていないので、まずこれを早急に各独立行政法人に公開させて集めないと全体が見えてこないのではないかと。また、BSを見た限りでは、資産を持っている独立行政法人もあるが、あまり持っていない法人も結構あるだろう。101法人と言っても、狙いを絞っていくことはできるのではないかと。ある程度狙いを絞った台帳のようなものができれば、私どもでも国有財産台帳と突合して、国有地の近辺にあるものとか、あるいは一緒に開発できるものとかを洗い出していきたいと思う。

(八代会長) 4について、今、おっしゃったようなBSとか台帳を含むということを中心に明記しておかないといけな。これで読めると言えばそれでいいが。

(富山委員) むしろ19年内いっぱい出てくるのではなくて、もっと早く出てきてしかるべき話である。

(翁委員) 9月に出てこないと言作業全体のスケジュール上困るのではないかと。

(富山委員) はっきりと9月までにきちんと出せということでないと言計画の良し悪しが議論できない。

(大西主査) ここに9月までにというのを書くということか。

(富山委員) 書いた方がいいのではないかと。

(関委員) 書いた方がいい。つまり、上記の検討を行うに当たって必要なベースとなる基礎データについては、9月中までに出してもらおうように取り計らうというのはあった方がいい。

(井上参事官) そうなると、独立行政法人の抜本見直しと期を一にしてというタイミングがちょっとずれてくる可能性がある。

あとちょっと微妙であるが、公表と報告というのは内容が違い、もしそういうふうに進めるということで行くと、整理を行い、9月中を目途に報告することが適当というのがまず一つあ

って、その後が公表ということになる。

(富山委員) 公表は別に後でいいと思う。

(井上参事官) 今のまま活かすと、詳細な整理を行い、9月中目途に報告するとともに、独立行政法人の抜本見直しと期を一として公表することが適当というのが全部含んだものになる。

(翁委員) 資料1 - 4を見ると、整理合理化案を策定するのは8月末である。であるから、その段階で事業の見直しと同時に、資産の詳細なものが出され、すべて洗い出して、8月末に整理合理化計画を出すタイミングでこの資産の情報も出してもらおうということだと思う。

(富山委員) そうでないと、論理文書になってしまう。

(関委員) これは8月いっぱいだと大変である。

(富山委員) これは本当に可能か。

(翁委員) どのぐらいこういう台帳をつくって出すということに対して労力がかかるのかということについては、ちょっとわからない。

(富山委員) それはあらかじめどれだけきちんと整理された情報が独立行政法人内にあるかである。

(翁委員) あることを前提に我々は議論しているということだと思う。

(関委員) 皆さんばらばらではなくて、財務省のフォーマットみたいにきちんと整理してもらわないといけない。

(井上参事官) 確認だが、そうすると8月末までに報告という趣旨でよいか。

(大西主査) それは可能だということである。

(関委員) であるから、必要かつ十分な情報が入った比較可能なきちんとしたフォーマットに入れてもらえればいい。

(八代会長) そうすると、フォーマットは財務省のものをお借りし、このとおりやれという方が後は楽である。それはそう考えていいか。

(大西主査) それでは、実物資産に関して、大体以上で出そろったと思うので、あと金融資産についての3番について、先ほど翁委員の方から意見があったと思うが。金融資産について意見等はあるか。また、野村委員の方から補足等いただけるか。

(野村委員) 特に補足はないが、やはり独立行政法人の改革にとって、まず先行して実物をとにかく処分していこうという話であるので、なかなか金融資産の方までは原則等を詳細に立てていないという状況である。書いているのは圧縮の方向で見直しという方針で、特段何も書いていないに等しい状況になっている。このタイミングで、あと少し補充して書き加えること

ができれば、加筆させていただきたいと思うので、よろしく願います。

(富山委員) 金融資産の場合には、業務と不可分に持っている金融資産がほとんどと理解していいのか。

もし業務と不可分なものであれば、これは業務をどうするかというのが本筋の議論で、その結果として資産が圧縮されたりされなかったりすると思う。多分こういう表現になると思うのだが、逆に業務と直接関係ない金融資産を持っているのであれば、それは売り払えばいいという話に単純になると思うが、そういう金融資産は持っていないということでもいいのか。

(翁委員) 例えば具体的には、運用資産をやや適正基準よりも大目に持っているというようなケースも聞くので、そういうケースも金融資産の中の一つではあるため、それを書いておく必要があるか、ないかという論点はあると思う。

(富山委員) それは書いた方がいいような気がする。

(八代会長) 何が適切なのかというのは、ポートフォリオの問題でやや難しい点である。独立行政法人とは話が違いますが、諮問会議でも外為会計が必要以上に資産を持っているのではないかという議論があったが、ある意味でそれに近いような考え方かと思う。独立行政法人でそういうことをやっている可能性のあるところというのはどういうところがあるのか。

(翁委員) 詳細にはわからないが、精査する必要があると思う。会計検査院は去年ぐらいから、財団法人とかについては運用資産の規模が政策目的に比べてかなり大きいというので、国庫に返還させてきている。独立行政法人について私も全てを知っているわけではないが、いろいろ政策目的のために持っている資産運用で事業をやっているところもあるのではないかと思う。

(八代会長) その点について、野村委員はいかがか。

(野村委員) 先ほど富山委員の方から話があったように、基本的には業務として持っている金融資産の問題を想定して書いていたので、その運用資産に関してそういう問題点があるのであれば、もう1行分ぐらい何か書ければというふうには思うが、例えば政策目標に照らして過大な運用資産を保有していないかどうかを点検すべきというような文章か。

(井上参事官) まさにそのとおりだと思うが、結局資産債務の観点からということで、この原則を専門調査会の方で提出するという立場になると、政策目標というか、業務そのものの見直しということになると、むしろ行政減量・効率化有識者会議の方が中心に取り組んでいるところであり、資産債務という切り口から言った場合に、どこまでが独立行政法人の業務自体の見直しまで含むかについては、非常にグレーになってくる感じがする。そこは例えば資産債務

の観点からの切り口で言えることと、そもそも独立行政法人業務の見直しということと分けて考えた方がいいのではないかという感じがする。

(野村委員) そこはよくわかっているが、今私が申し上げたのは政策目標、それ自体を縮小すべしとか変えるべきという話は一切しておらず、そこに何かの政策目標というのがあったとして、その良し悪しは議論せずとも、それに比較して、今持っている運用資産というものの規模がどうかということを考えるべきだということにすぎない。先ほど翁委員が言ったことをそのまま文章化しているだけであるので、それはまた今後の議論の中で政策目標自体が縮小していけば、それと連動して、金融資産も縮小していくということになるだろうし、政策目標が維持されていても、現状がもし過大な金融資産を持っているのであれば、それは見直しの必要があると、これは資産債務改革の問題なのではないか。

(八代会長) それならば、ある独立行政法人が業務に比して過大な実物資産を持っているのと同じような考え方であると言えればいいと思う。

(翁委員) 証券化の促進というところだが、財投の場合は金利リスクの縮小という観点でのみ証券化を促進するということでコストが顕現化するかもしれないが、それがメリットを上回るということで進めることになったわけだが、独立行政法人が証券化を進めるというときの観点、これをどういうふうに考えるべきかということがあるのではないかと思っており、そこについてご意見を伺いたい。

(富山委員) 政策目的としての観点を持って貸しているとする、本来は市場規律になじまない貸し方をしているはずだ。それを、市場規律に乗せて証券化するというのは、政策目的の場合によっては否定になるので、そこは矛盾もはらむ、ということをお願いしたいのか。

(翁委員) そうだ。

(富山委員) その問題意識はよくわかる。

(翁委員) 例えば鉄道建設・運輸施設整備支援機構などは、JR向けに6%ぐらいの利率で融資を何十年間の超長期でやっている。そこを証券化するといっても、旧国鉄民営化に伴う様々な法律が関係してそれは非常に難しい。一つ言えるのは、例えばこの上に書いてある民業補完の観点などに関していえば、やはり証券化をすることによって、信用補完だけに独立行政法人が機能を少し撤退させて、例えば投資家がもっと資金を出せるようにするというのの一つの観点と思う。もちろん、これもコストの顕現化の問題というのはどうしても出てくるが、その方が市場全体の育成にとって望ましいと考えられれば、そういう観点はあるというのが一つだ。

あともう一つは、金利リスクの削減という観点。もし独立行政法人が非常に過大な金利リスクを抱えて、財投の融資または民間からの借り入れ等、融資の期間のミスマッチがとても大きく、ここについて独立行政法人本体の金利リスクが非常に大きいと考えられるような場合に証券化をするという論点もあり得るかとも感じている。財投の方で金利リスク対策で証券化をやり、財投機関でも金利リスク対策で証券化をやるというのは、連結して一つのところでやればよいような感じもするが。独立行政法人が、証券化を促進せよと言われたときに、どういう観点で取り組めばいいのかということ、もう少しわかりやすく示す必要がないかというのが私の問題意識だ。

(野村委員) 私は、やっていないことを前提にして、証券化という手段を検討してみるというようなイメージだった。要するに、量的にある一定のロットのものを大量に証券化しなさいというメッセージではなく、むしろ本来マーケットにさらすべきものについてはマーケットにさらしてみたらどうかとか、あるいは本来リスクマネーとして取り込むべきものが、そこでいけば逆ざや的な形でリスクを抱え込んでいるようなものについては、他の投資家にもリスクをとってもらおうという、そういう発想を持ってはいかがかという話だったので、この言葉から受けるものとは違ったようなイメージだったかもしれない。促進と言ってしまうと、これを絶対的な正義というような形で、それをロットとして大きく出せというイメージになってしまう。

(富山委員) ただ、世の中はそんなに効率的にできていないから、再生機構でもそうだが、中には市場規律で考えたらいい条件で貸せるものとかあるではないか。それは、本来は証券化して市場に出していった方が、健全は健全である。そういうものは多分損失が出ないはずなので、議論が反転するが、証券化しても損失が出ないものは証券化させるべきと言えなくもない。

本来、政策目的で貸しているものというのは、証券化することで損が出るようなものでなければいけないはずで、そうでなかったら民間がやってくれるわけだ。そういうものを促進してもいいような気がする。そういうものは、民間に渡すべきという感じがややある。

(西川審議官) 証券化ができるかどうかというのは、ある意味では市場化テストみたいな役割を果たすということか。そうすると、むしろ資産の圧縮というよりは業務の見直しの一つのツールとして、証券化みたいなもので吟味したらいいのではないかという提案なのか。

(富山委員) だから、それはAかBかというよりは、趣旨としてはAアンドBでいいと思う。要するに、それで資産が結果的に圧縮されるという効果もあるし、結果的に市場の外部性と内部性のところの線引きがあいまいになっているところが、本来あるべきところに線が引き直されるような気がするし、特にこの政府系の金融の部分というのは、一番線引きがあいまいにな

るところではないか。だから、そこはむしろ証券化できるものは促進して、損をしないようにやれるということは、多分そこで自然に規律が働くような気がする。

(大西主査) 今の野村委員の話の聞くと、証券化の活用、検討ぐらいの感じか。

(野村委員) トーンダウンし過ぎた感じもあるが。

(八代会長) 資産債務の合理化という観点から攻めていくと、事業の見直しと一部かぶさる部分が出てくるが、それは構わないのだろうか。別に独立行政法人自体をやめるとか、そういうことは一切言っていないわけで、先ほど誰かがいった、まさしく政策目的自体は議論しないと、所要の政策に照らして証券化の余地があるかどうかを考えるとということだが、それはよろしいか。

(富山委員) 言いたいことは言った。

(大西主査) では、そろそろ時間もないようだから、独立行政法人の資産債務改革に関する原則について(案)の、本日の議論を踏まえた修正点について、事務局の方から読み上げ、それを了解した上でこの修正後のものを承認ということで決議したい。

(井上参事官) それでは、本日の議論を踏まえ修正案を述べる。

まず最初に、1の原則的な考え方につきましては、(4)として一つ追加し、(4)として、資産保有に関しては、税制面等でのイコールフティングの確保に配慮するという原則を一つ追加してはいかがかという提案である。

それから、実物資産の処分方針については、今は観点4までだが、観点5として追加する形にし、以上の観点に立って、独立行政法人業務の見直しと連携を図りつつ、独立行政法人の資産保有のあり方について検証するための体制の構築が必要、これを観点5に追加するという点だ。

それから、4の書きぶりだが、「上記のような改革に必要となる資産情報について、各独立行政法人において緊急に詳細な整理を行い」の後に、「整理を行い、8月末までに報告し、合理化計画案の策定に際し公表することが適当」ということで、時期を明示するということになる。

最後に、金融資産について、先ほどの証券化の検討促進の後に「政策目標に比して過大な金融資産の見直しという1行をつけ加えるということがある。

変更点については以上である。

(八代会長) 冒頭の「税制面からのイコールフティングに基づき配慮する」は、ちょっと弱いのではないか。例えば「イコールフティングを原則とする」とか、よろしいか。

(大西主査) あともう一つ、観点5で「体制の構築」を入れたらと思う。これでは観点1から4についての体制ということだが、最初の原則である。何を保有として何を非保有にするか、ここについてもかかるように読めるか。

(井上参事官) 明示的に書くならば、「実物資産保有についての原則的な考え方を踏まえつつ」というような表現を入れることは可能だと思うが。

(大西主査) 観点ではないと思うので、2の(3)に移行ということではいかがか。

(井上参事官) では、2の(3)に移す。

(大西主査) では、資産債務改革のワーキンググループとして、以上のとおり決議する。

(「はい」との声あり)

(八代会長) 今、ワーキンググループとして議決されたが、ここで一時的に専門調査会に移行させていただく。今のワーキンググループの案を専門調査会としても決議し、その行政減量・効率化有識者会議に提出することでよろしいか。

(「はい」との声あり)

(大西主査) それでは、本日の予定は終了した。今後の予定については、各委員の予定を踏まえた上で、別途ご調整させていただく。

それから、第1回ワーキンググループの会合において、財務省に対して幾つか確認をお願いし、一応宿題になっていた事項があるが、その結果をまとめたペーパーについて、財務省から配付いただいている。これについて、簡単に事務局の方から紹介をお願いする。

(井上参事官) お手元に「配布資料」という形で、財務省から提出した資料が配布されており、先ほど大西主査からも話があった、第1回のワーキンググループで幾つか質問が出たもので、財務省の方で対応したものである。

最初の1枚目、2枚目については、財務省の説明資料の中で、類型ごとの処分方針ということが記載されており、具体的なそういう類型にどのくらいの資産が当てはまって、件数、価格がどういう状況になっているのか、それから売却収入の目安についてもどういうふうになっているのかということについて提出してほしいということで、大西主査から質問があったことに対して、財務省から回答をしたものである。

それから、3枚目については、公務員宿舍の廃止基準ということで幾つかあり、それぞれについて実際どのような形で売却収入が見込まれているのかということについても関心があるというご質問を大西主査からいただいたことについて回答をしたものである。

それから、4枚目は国有財産の現在額ということで、これは特に富山委員から、立法府、司

法府の状況として金額が明示できる資料があるかどうかということで質問されたものに対して、財務省の方から提出したものである。

それから、5枚目の未利用国有地等の資料だが、これについては、大西主査から未利用国有地等について、どういった形でストックがあり、その中で年々入ってくるフローがどういった形で売却されているかがわかるような形の資料が欲しいという質問があった。それについて答えたものである。

財務省の方から補足することがあれば、願います。

(向井企画課長) 資料1は、庁舎の類型ごとの対象資産の件数と台帳価格、それから資料2は類型ごとの売却収入の目安である。

各類型については、類型 として、霞が関の中央官庁。類型 として、霞が関以外にある中央官庁あるいは東京都または複数の都県を管轄する出先機関。類型 は、東京都の一部のみということで、典型的には税務署とか法務局が当たる。類型 が分室・会議室等。それから、類型 が警察・防衛・矯正施設となっている。

資料3は廃止基準ごとの宿舍の売却収入の目安である。法定容積率に対する利用率が5割未満の宿舍が、大体老朽化しているなど、廃止基準が結構重複しているため合計は一致しないが、それぞれ該当するものがこれくらいあるというものである。

それから、資料4で国有財産の現在額を示しているが、その中で、委員から指摘のあった裁判所や立法府は公用財産の中に含まれており、裁判所が6つ目、衆議院・参議院は8つ目にある。ちなみに、普通財産の一番上の欄に、独立行政法人への出資財産が45兆円程度ある。これは、独立行政法人となる前は、土地なら土地という形で、国有財産であったものが、独立行政法人化する際に現物出資されて、出資財産という形に化けたものである。

それから、資料の5番目だが、網かけでない白い部分が、いわゆる未利用国有地等のストックである。例えば網かけの出資財産とか、あるいは米軍への提供財産は売れないので、未利用国有地等から除いている。

以上である。

(大西主査) それでは、本日の第3回実物資産に関するワーキンググループは閉会とする。

なお次回以降、今後の課題として今までのいわゆる売却対象物についての類型化のみならず、売却方法について類型化ごとにどのようにやっていったらいいのか、これについてもまた財務省と協議をさせていただいているという認識だが、これについても、もし案ができれば、次回議論させていただければと思う。

(西川審議官) 本日の議論を踏まえ、事務局からお願いであるが、特に独立行政法人の方の見直しについて、一つは業務の見直しについては19年内の見直しは行政減量・効率化有識者会議の方に、それから法定で定められた定期的な見直しは、総務省の評価委員会もあるので、そちらの動きと連携しながらやらせていただきたいと思います。それが1点と、それから、特に年内にまとめる整理合理化計画というのは、年内に行革推進本部決定までいかないといけないという非常にタイトなスケジュールである。議論の中にもあったが、ぜひ焦点を当てて、きっちりやっていかないといけないと思う。短期間のうちにこなすので、いろいろご協力をいただきたい。特に体制の構築ということになると、実物資産、金融資産それから行政減量・効率化有識者会議に入っている翁委員には、ぜひ協力を承りたいと思うので、よろしく願います。

(大西主査) 以上で閉会とする。